

3-1 工学部履修細則 <令和7年度(2025)以降の入学者に適用>

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）を置く。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は、別表に示すとおりである。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科（機械工学専攻、IT応用機械専攻、AIロボティクス専攻）においては、一般共通科目を32単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目64単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科（バイオサイエンス専攻、応用化学専攻、環境・クリーンエネルギー専攻）においては、一般共通科目を30単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目66単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科（IT専攻、AI専攻、自動運転専攻、電気電子専攻）においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を22単位以上、専門科目76単位以上を修得しなければならない。

第6条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第8条 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第9条 （削除）

(履修手続)

第10条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条 届け出していない授業科目を履修することはできない。

第2章 課程

第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

第12条 一般共通科目は、一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目にわけらる。

2 前項の一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目は、別表に示すとおりである。

第13条 一般共通科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては、外国語科目の必修科目 6 単位、キャリア・デザイン科目の必修科目 6 単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて20単位の計32単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、外国語科目の必修科目 8 単位、キャリア・デザイン科目の必修科目 8 単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて14単位の計30単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、外国語科目の必修科目 6 単位、キャリア・デザイン科目の必修科目 4 単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計26単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第14条 共通基礎科目は、数学系科目、理学系科目及び情報系科目にわたる。

- 2 前項の数学系科目、理学系科目及び情報系科目は、別表に示すとおりである。

第15条 共通基礎科目については、各学科の課程に定めるところにより、次の単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては、数学系科目の必修科目 4 単位、理学系科目の必修科目 6 単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目10単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、理学系科目から必修科目 8 単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から20単位（うち選択必修科目 6 単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

理学系科目の選択必修科目 6 単位については、生活の科学・生命の科学・環境の科学から 4 単位を、基礎生物学・生物学から 2 単位を修得しなければならない。

- 4 情報システム学科においては、数学系科目から選択必修科目 4 単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択科目から合わせて18単位の計22単位以上を修得しなければならない。

第2節 専門課程

(専門科目)

第16条 各学科における専門科目は、別表に示すとおりである。

第17条 専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

- 2 機械工学科においては、必修科目32単位、選択必修科目と選択科目から32単位（うち選択必修科目12単位以上）の計64単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、必修科目 18 単位、選択必修科目と選択科目から 48 単位（うち選択必修科目 14 単位以上）の計 66 単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、必修科目40単位のほか、選択科目36単位の計76単位以上を修得しなければならない。

第17条の2 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第3節 教職課程

(教職課程の履修手続)

第18条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の始めに、学則別表Ⅰに定める教職課程登録料を添えて教職課程履修者登録票を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 教職課程の履修許可を受けていない学生が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の了解なく、履修を取り消されることがある。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

第19条 教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目27単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目23単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

第20条 中学校教諭1種免許状(技術)、中学校教諭1種免許状(理科)、中学校教諭1種免許状(数学)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて28単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭1種免許状(工業)、高等学校教諭1種免許状(理科)、高等学校教諭1種免許状(数学)、高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて24単位を修得しなければならない。

3 各教科の指導法に関する科目の履修について、原則として、教科教育法Ⅰ及びⅡを履修し、修得後、教科教育法Ⅲ及びⅣを履修することができる。

第20条の2 (削除)

第20条の3 (削除)

(大学が独自に設定する科目)

第21条 大学が独自に設定する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は4単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は12単位を修得しなければならない。

ただし、第20条に規定する教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数(中学校28単位・高等学校24単位)以上修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位として充てることができる。

(教育実習)

第22条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教育の基礎的理解に関する科目等の科目、教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の科目を3年次までに修得しなければならない。

第23条 (削除)

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

第24条 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を修得しなければならない。

2 (削除)

第3章 進級及び留年

(進級)

第25条 第2学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、34単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科、情報システム学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第26条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、69単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。

4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していなければならない。

第27条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、104単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち工学実験Ⅰ・工学実験Ⅱ・工学プロジェクトの必修4単位を含め必修42単位以上、選択必修18単位以上を含まなければならない。
- 3 生命環境化学科の学生が第4学年に進級するためには、実験科目の必修12単位及び生命環境化学ゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、104単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第4学年に進級するためには、情報システムゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、98単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち必修及び選択必修科目が40単位以上含まなければならない。

(留年)

第28条 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第1学年、第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

(留年生、転入生及び編入生の履修)

第29条 留年生、転入生及び編入生は、第8条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第1学年の留年生は、第2学年のための授業科目。
- (2) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
- (3) 第3学年の留年生は、卒業研究(生命環境化学科においてはプレゼンテーション技法を含める)、及び教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ、教職実践演習を除く第4学年のための授業科目。
- (4) 転入学、編入学又は転学科により第2学年に転入又は編入した学生の履修については、前第2号と同様に取り扱うものとする。
- (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(留年生、転入生及び編入生の復級)

第30条 留年した学生及び第2学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

(雑則)

第31条 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することができる。

第4章 不正行為

(試験の不正行為)

第32条 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるとおり、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

- 附則
- 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。
 - 2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。
 - 3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。

附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。
附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。
附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。
ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
〔平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕
附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。
附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、第32条については、平成22年度入学生から適用する。
附則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
附則 この細則は、令和7年4月1日から適用する。